

# 設置条例及び規則

## 設置条例及び規則

### ◆鳥取県教育センター設置条例（昭和48年3月28日鳥取県条例第6号）

（設置）

第1条 本県における教育の充実とその振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、鳥取県教育センター（以下「教育センター」という。）を鳥取市に設置する。

（職員）

第2条 教育センターに、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

（鳥取県教育研究所設置条例の廃止）

2 鳥取県教育研究所設置条例（昭和32年10月鳥取県条例第40号）は、廃止する。

附 則（平成14年条例第37号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

### ◆鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年3月30日鳥取県教育委員会規則第4号）

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県教育センター（以下「教育センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。

（1）教育関係職員の研修に関すること。

（2）教育（特別支援教育を除く。）に関する研究調査、資料の整備及び提供に関すること。

（3）情報教育の推進に関すること。

（4）学校教育における情報通信技術の活用に関すること。

（5）学校教育の総合的かつ専門的支援に関すること。

（6）その他教育の充実及び振興を図るために必要な事業に関すること。

（内部組織及び分掌事務）

第3条 教育センターに、総務課、教育企画研修課及び教育DX推進課を置く。

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

（1）教育センターの事務の総合調整に関すること。

（2）教育センターの施設の管理に関すること。

（3）庶務に関すること。

（4）広報に関すること。

（5）その他他課の所掌に属しないこと。

教育企画研修課

（1）学校教育についての研修に関すること。

- (2) 学校教育についての研究調査に関すること。
- (3) 学校教育活動についての支援に関すること。
- (4) 学校教育についての資料の整備及び提供に関すること。

#### 教育DX推進課

- (1) 教育デジタルトランスフォーメーション（デジタル技術の活用による教育の変革をいう。）の推進に関すること。
- (2) 鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関すること。

#### （職制）

第4条 教育センターに所長を、課に課長を置く。

2 所長又は課長の職務を補佐し、これらの者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、教育センターに副所長を、課に課長補佐を置くことができる。

3 学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務に参画させるため、必要があると認めるときは、教育企画研修課に指導主査を置くことができる。

#### （職員の種類）

第5条 教育センターの職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員とする。

#### （職員の職）

第6条 教育センターの職員の職は、別表のとおりとする。

#### （職員の分担事務）

第7条 職員の分担事務は、所長が定め、教育長に報告しなければならない。

#### （事業計画及び事業報告）

第8条 所長は、毎年3月末日までに翌年度の事業計画を作成し、教育長に提出しなければならない。

2 所長は、毎年4月末日までに前年度の事業実績に関する報告書を作成し、教育長に提出しなければならない。

#### （委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、教育センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、所長が別に定める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

#### （鳥取県教育研究所規程の廃止）

2 鳥取県教育研究所規程（昭和32年2月鳥取県教育委員会規則第2号）は、廃止する。

#### 附 則（昭和50年教委規則第4号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭和52年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和57年教委規則第1号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成元年教委規則第5号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成12年教委規則第7号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成 14 年教委規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正）

2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成 12 年鳥取県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 15 年教委規則第 4 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年教委規則第 9 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年教委規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 17 年鳥取県条例第 109 号）附則第 5 項、第 6 項、第 10 項、第 11 項又は第 24 項の規定の適用を受ける職員の職については、主査にあっては平成 19 年 3 月 31 日まで、主任及び専門学芸員にあっては平成 20 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年教委規則第 1 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年教委規則第 1 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年教委規則第 1 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年教委規則第 1 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年教委規則第 2 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年教委規則第 1 号）抄

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年教委規則第 2 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年教委規則第 1 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

所長、副所長、課長、指導主査、課長補佐、係長、主事、指導主事及び研修主事

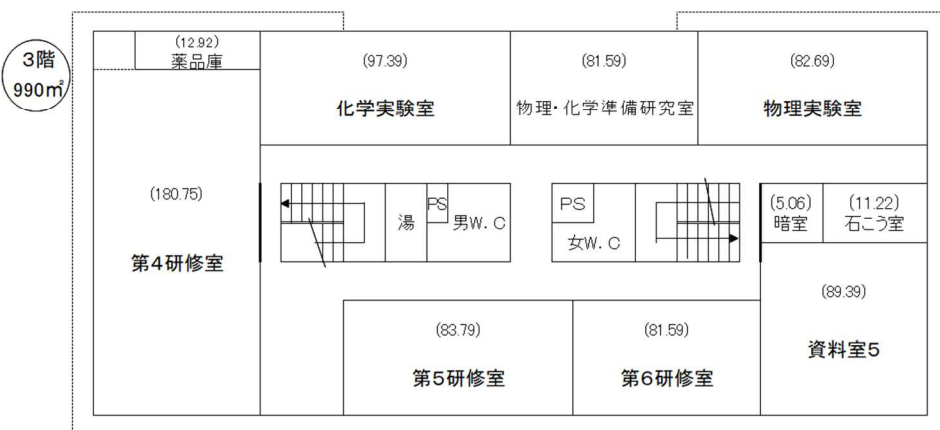
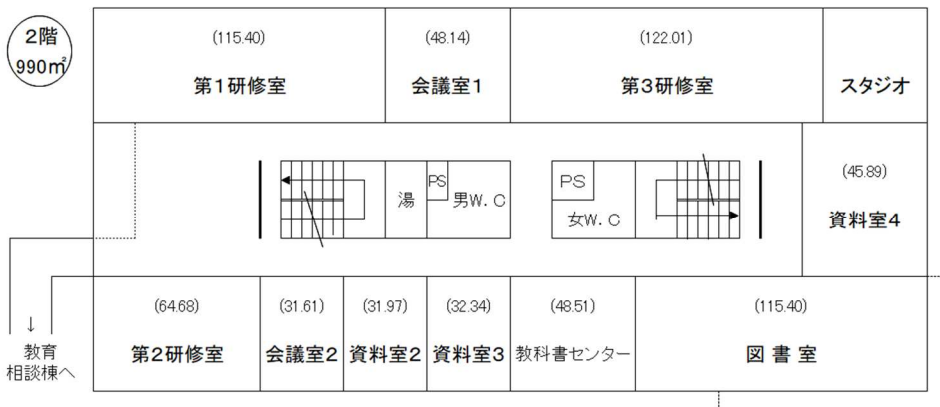
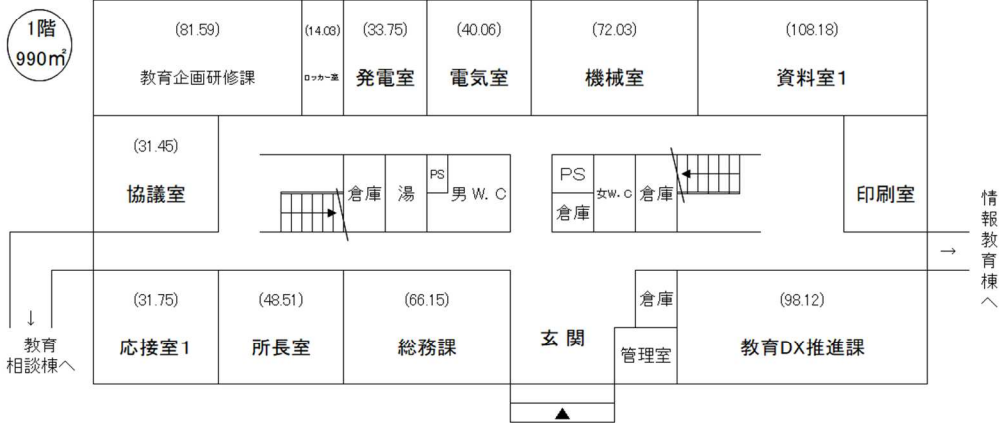
# 施設の概要

## 建 物 平 面 図

敷地面積 14,259.07 m<sup>2</sup>  
 { 行政財産 12,656.28 m<sup>2</sup>  
   普通財産 1,602.79 m<sup>2</sup> }  
 建物延面積 5,399.48 m<sup>2</sup>

本館 鉄筋3階 延べ 3,006.99 m<sup>2</sup> 車庫 鉄骨平屋 23.64 m<sup>2</sup>  
 情報教育棟 鉄筋2階 延べ 1,094.84 m<sup>2</sup> 自転車小屋 鉄骨平屋 延べ 24.86 m<sup>2</sup>  
 教育相談棟 鉄筋2階 延べ 1,209.03 m<sup>2</sup> 渡り廊下 鉄骨平屋 40.12 m<sup>2</sup>

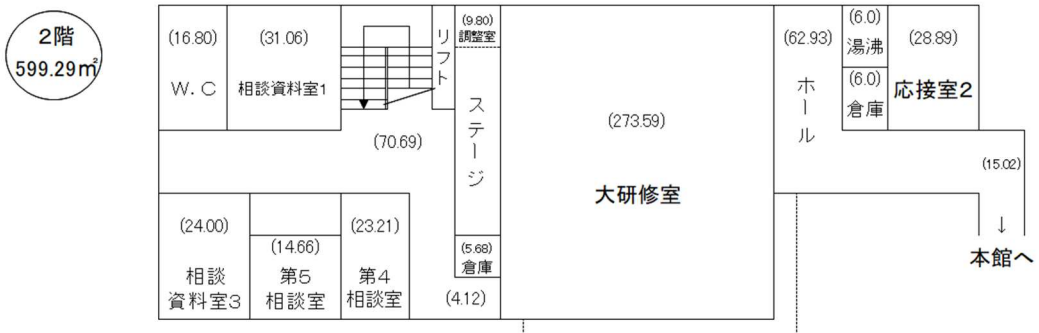
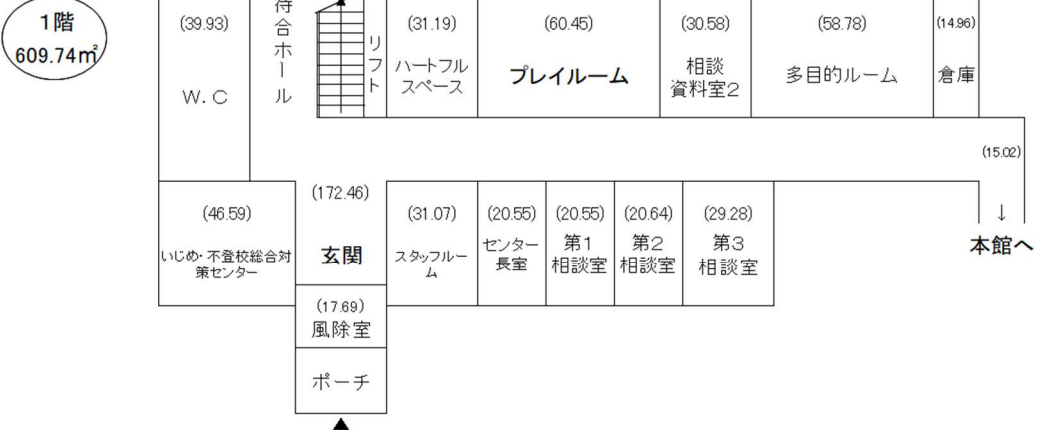
本館  
3,006.99 m<sup>2</sup>



情報教育棟  
1,094.84  
㎡



教育相談棟  
1,209.03  
㎡



**編集・発刊**

令和6年3月 鳥取県教育センター  
創立五十年誌編集委員会